令和元年度　中小企業消費税率
引上げ対策支援事業補助金のご案内

京都府と福知山商工会議所では、消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組に必要な経費の一部を補助します。

【申請受付期間】

令和元年　８月　７日（水）　～　令和元年１０月１８日（金）まで

【申請要件】

１　福知山市内に事業所を有する中小企業等

〔中小企業の何れか範囲〕

業　種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	３００人以下	３億円以下
卸売業	１００人以下	１億円以下
小売業	５０人以下	５，０００万円以下
サービス業	１００人以下	５，０００万円以下

〔小規模企業の範囲〕

業　種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	２０人以下
卸売業	５人以下
小売業	５人以下
サービス業	５人以下

（※一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。）

２　期間の範囲

項　目	開　始	終　了
申請書類提出	令和元年　８月　７日（水）	令和元年１０月１８日（金）
事業実施	令和元年　８月　７日（水）	令和元年１２月３１日（月）
実績報告書類提出	事業終了から３０日以内	

３　補助内容

消費税率引上げによる中小企業等への影響を抑制するため、中小企業応援隊の伴走支援により行う、消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組

対　　象	補助率	補助上限
小規模企業	３分の２	２００，０００円
中小企業（小規模企業除く）	２分の１	３００，０００円

【対象外となる取組（事業）】
○平成 30 年度又は令和元年度 中小企業知恵の経営 ステップアップ事業補助金の採択事業者。
○当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）。
○同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合。

※補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象。事前着手の届けがあった取組（事業）であっても、交付決定日以降の支払いのみ対象となります。
※人件費、借入金の支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外。
※補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

4　提出書類　【交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員を通してご提出下さい】

（A）補助金交付申請書（第１号様式）（※１　※２）
（B）経営分析表（第７号様式）
（C）経費明細の分かる見積書等の写し
（D）直近２期分の決算書（※３）の写し

※１　令和元年８月７日(水)以降で交付決定の日以前に事業に着手（発注や契約行為を含む。）される場合は事前着手欄を記入し提出してください。
※２　令和元年８月６日（火）以前に着手（発注や契約行為を含む。）の取組（事業）については、補助金の交付を受けることができません。
※３　個人事業主は収支内訳書[１面]または所得税青色申告決算書[１・４（貸借対照表）面]、法人は貸借対照表および損益計算書。ただし、創業間もなく決算書のないものは添付不要。

5　交付決定の可否

(1)　募集期間終了後に事業効果・具体性・計画性等を基準に選考を行い、文書で通知します。
(2)　補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
(3)　補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

6　実績報告書の提出

(1)　補助事業終了後３０日以内に実績報告書（様式第５号）を福知山商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等）の添付が必要です。その際、取組（事業）実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。
(2)　福知山商工会議所において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【お問い合せ・申請先】　〒620-0037　福知山市字中ノ 27 番地
福知山商工会議所 中小企業相談所（中小企業応援隊）
TEL 0773－22－2108　　FAX 0773－23－6530

※申請書類はホームページからダウンロードできます。

URL:http://www.fukuchiyama.or.jp/